

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費

96百万円(56百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

COP7(第7回気候変動枠組条約締約国会議)のマラケシュ合意により、我が国の森林経営による二酸化炭素の吸収量は、1,300万炭素トン(対基準年比3.8%)算入できることとされ、「京都議定書目標達成計画」でも、その確保が目標とされている。

さらに、今後は、京都議定書第二約束期間以降の吸収源に関するルールづくりについて、国際交渉が本格化する。

これら背景を踏まえ、本事業では、京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成が確実となる体制の構築、京都議定書第二約束期間における吸収源の計上方法に関する我が国としての総合的な戦略構築を図る。

2. 事業計画

京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成のため、国際的に認められる森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制の設計や報告・検証に必要なデータ整備等を行う。

京都議定書第二約束期間における吸収計上オプションの検討を行うとともに、世界銀行が設立した森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)に係る技術的支援等を行う。

3. 施策の効果

京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成に資する。また、京都議定書第二約束期間における吸収源の計上方法に関する我が国としての総合的な戦略構築することができる。

4. 備考

事業費 96百万円

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

本事業

国際交渉

